

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奈良谷池地区）を行うことについて平成25年4月17日認可した。

平成25年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造